

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 12 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第48条
処 分 の 概 要：警備業者に対する指示
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：